早稲田大学 大学院法学研究科
2027年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専 修 科 目】

専攻名： 民事法学	専修名： 民事手続法

次の（1）～（3）のうち、1問を選択して答えなさい。
（答案の冒頭に、選択した問題番号を明記すること）

（1）自然豊かなN市に居住するX1～X15およびN市外に居住するX16～X50は、「N市の自然を守る会」（以下「守る会」という）を結成し、X1を代表者として活動している。X1は、Y会社が、N市のX1～X10が居住する地域に大型高層リゾートマンションを建設するために準備をすすめていることを知り、守る会と情報を共有し、その建築工事を差し止めるために訴えを提起したいと考えている。この場合において、誰が原告となって訴訟を提起することが考えられるかを複数検討し、それぞれの訴訟法上の問題について論じなさい。

（2）訴訟要件の調査・判断に関する以下の二つの問いに答えなさい。

問1　訴訟要件の存否が明らかでない段階で請求に理由がないことが判明した場合、裁判所は訴訟要件の存否不明のまま審理を終結して請求棄却判決をすることができるか。学説の対立を踏まえて論じなさい。

問2　裁判所が訴訟要件の存否を調査する場合、訴訟要件の存否について判断するための資料はどのような方法によって収集されるか。請求に理由があるか否か（本案要件）について判断するための資料収集の方法と比較しつつ論じなさい。

（3）以下の①、②のいずれについても解答しなさい

①　わが国の法的倒産手続について、四つの手続をあげた上で、各手続の位置付けに触れながら、その全体像を説明しなさい。

②　破産手続及び民事再生手続について、開始の申立てから終結に至るまでの手続の流れを、両手続の相違点やそれぞれに特徴的な点を適宜指摘しながら説明しなさい。

答案の書き方（ 横書き ／ ~~縦書き~~ ）　六法全書の使用を（ 認める ／ ~~認めない~~ ）